

教教第 1119 号  
令和 3 年 4 月 16 日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

### 職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、各職場においても取り組んでいただいているところですが、現在、令和 3 年 4 月 5 日からの「まん延防止等重点措置」の適用後も兵庫県内の新規感染者は増加の一途をたどっています。

3 月中旬以降、教職員の感染や、感染した家族の濃厚接触者となるケースが急増していますので、職場内で感染が拡大することのないよう、別紙により、あらためて教職員の健康管理や職場内の感染防止対策を徹底してください。

また、最近は特に、家庭内での感染が 5 割を超えていることを踏まえ、家庭内での感染防止にも十分に留意するよう周知徹底願います。

教 教 第 1 1 1 9 号  
令和 3 年 4 月 16 日

各教育事務所長 様

教 育 長

**職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について**

このことについて、別添写しのとおり貴管内の各市町組合教育委員会あて文書を送付しましたのでお知らせします。



教総第1042号  
教教第1119号  
令和3年4月16日

各県立学校長様

教 育 長

### 職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、各職場においても取り組んでいただいているところですが、現在、令和3年4月5日からの「まん延防止等重点措置」の適用後も兵庫県内の新規感染者は増加の一途をたどっています。

3月中旬以降、教職員の感染や、感染した家族の濃厚接触者となるケースが急増していますので、職場内で感染が拡大することのないよう、別紙により、あらためて教職員の健康管理や職場内の感染防止対策を徹底してください。

また、最近は特に、家庭内での感染が5割を超えていることを踏まえ、家庭内での感染防止にも十分に留意するよう周知徹底願います。

## 職場等における新型コロナウイルス感染拡大防止について

### 1 職場における対策の基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染予防に向け、県対処方針に基づき、職場や職務の実態に即し、各職場において全力を挙げて取り組むこととする。

#### (1) 職場における感染防止の考え方

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの「密」を避け、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部における県対処方針の内容を率先して遵守するとともに、各所属においても職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいく必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を全教職員に伝えていくとともに、取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた教職員一人ひとりの行動変容を心がけることが重要である。

#### (2) 感染拡大を予防する新しい生活様式の定着

今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、新しい生活様式の趣旨や必要性について、別添3等を活用して教職員に周知を行い、日頃から3つの「密」（密閉・密集・密接）が発生する場所を徹底して避けるなど、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル（新しい生活様式）」に取り組むこととする。

### 2 職場等における感染防止対策について

#### (1) 職場内での感染防止行動の徹底

##### ア 換気の徹底等

- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を開けて換気を行うこと。特に会議はできるだけ窓を開けて行うこと。なお、冷暖房運転時においては、窓の開放時間を調整するなど室温等に十分配慮して、適切な換気に努めること。

##### イ 接触感染の防止

- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 職場内で教職員等が触れることがある物品・機器等について、できる範囲で消毒を実施すること。
- ・ 物品、パソコン等については複数人での共用をできるだけ回避すること。
- ・ 来校者等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

## ウ 飛沫感染の防止

### (共通)

- ・ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 職場においては、人と人との間に十分な距離の保持（1メートル以上）に努めること。
- ・ 会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）よう努めること。

### (窓口業務)

- ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて密閉、密集、密接とならないような方法により実施すること。

### (食堂等)

- ・ 食堂等での感染防止のため、できるだけ座席の間隔を空けるとともに、対面座席を避けること。また、マスクを外しての会話を控え、会食後は速やかに退出すること。

## エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 職場において、教職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。
- ・ 疲労の蓄積は感染しやすくなるおそれがあるので、長時間の超過勤務等を避けること。
- ・ 教職員一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるよう注意喚起すること。
- ・ 出勤時の自宅での検温を徹底すること。

### (2) 会議・研修等を実施する上での感染防止行動の徹底

- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 会議・研修等を実施する場合には、定員の半分以下（上限 5,000 人）の参加人数を目安とし、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行い、飛沫感染の防止や換気の徹底等の措置を講ずること。

### (3) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

- ・ 効率的な業務執行に努め、教職員が早期退勤できるよう取り組むこと。
- ・ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ・ 出勤・退勤時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒をできるだけ徹底すること。
- ・ 通勤時、出張時の移動においては、電車等の車内換気に協力するよう周知すること。
- ・ 通勤時、出張時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合に

は、 unnecessaryな会話等を抑制させること。

#### (4) 時間外等における感染防止行動の徹底

- ・ 不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・ 時短要請に応じていない飲食店等に入入りしないこと。
- ・ まん延防止等重点措置区域、感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること。
- ・ 歓送迎会や、大人数・長時間の飲み会は自粛すること。また、まん延防止等重点措置期間中は、少人数であっても極力、飲み会を避けること。
- ・ 感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システムの利用登録や接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードを推奨すること。

#### (5) 感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動の徹底

感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等

#### (6) 家庭での感染防止対策

- ・ リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底等、「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・ 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒等「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・ 毎日の検温等の家族の健康管理、発熱等の症状がある場合の外出自粛・かかりつけ医への相談等、「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

### 3 教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について

教職員及び同居する者等に風邪症状が見られる場合や教職員本人が感染した場合等には、別添4「新型コロナウイルス感染に関する教職員のサービスの取扱いについて」に従い、特別休暇など適切に対応すること。

## 【参 考】

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実されているところであるので、厚生労働省ホームページや兵庫県ホームページを確認すること。
- ② なお、上記の厚生労働省ホームページでは、厚生労働省が妊婦の方々に向けた新型コロナウイルス感染症対策についても取りまとめているので参考にすること。

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

## 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

## 2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センター、やかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

## 3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。



## ＜発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安＞

職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第3版 (2020.8.11)

職場復帰の目安は、次の1) および2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後少なくとも8日が経過している
- 2) 薬剤\*を服用していない状態で、解熱後および症状\*\*消失後に少なくとも3日が経過している
  - \*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
  - \*\*咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

・8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと

・3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと

ヨーロッパ CDC の隔離解除基準の Mild suspected or confirmed COVID-19 cases (4/8) を参照した

### 9 付録 (3) Q&A より

(6) 発熱はありませんが体調不良を認める従業員にはどのように対応すればよいのでしょうか？

体調不良を感じる場合は出社せずに、自宅待機をするよう指示してください。症状がない感染者も感染力を持つので、対面での会話でも他人に感染させる恐れがあります。体調不良の原因として、新型コロナウイルス以外の感染性疾患の可能性もありますが、新型コロナウイルス感染症を否定することはできませんので、体調不良が改善するまでは自宅待機させてください。なお、体調不良者の復帰の目安は「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰」を参考にしてください。

## <感染した従業員の職場復帰の目安>

職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第3版 (2020.8.11)

職場復帰の目安は、次の1) および2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後少なくとも10日が経過している
- 2) 薬剤\*を服用していない状態で、解熱後および症状\*\*消失後に少なくとも72時間が経過している
  - \* 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
  - \*\* 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ職場復帰を行うこと。なお復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防策を徹底し、体調不良を認める際には出社をさせないこと

# 新型コロナウイルスの感染拡大を予防する 「ひょうごスタイル」

兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を取り入れ  
新型コロナウイルス感染拡大予防にご協力をお願いします

## I 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)

### 1 ウイルスとの共存を意識した生活習慣

- (1)「3密」(密閉・密集・密接)の回避
- (2)身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保(できるだけ2m。最低1m)
- (3)マスクの着用(※)、咳エチケットの徹底
- (4)手洗い・手指消毒(手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用)
- (5)体温測定・健康チェック(熱や風邪の症状がある時は自宅で療養)
- (6)発症時やクラスター発生時に備え、いつ誰とどこで会ったかを記録



※熱中症リスクを考慮し、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクをはずす。

### 2 日常生活の各場面別の行動スタイル

(1) 買い物	<input type="checkbox"/> 通販、電子決済の利用 <input type="checkbox"/> 展示品への接触は控える <input type="checkbox"/> レジに並ぶときは、前後にスペース <input type="checkbox"/> 計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に素早く済ます
(2) 公共交通機関	<input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 混んでいる時間帯を避ける <input type="checkbox"/> 徒歩や自転車も併用する
(3) 食事	<input type="checkbox"/> 持ち帰りや出前、デリバリーも利用 <input type="checkbox"/> お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける <input type="checkbox"/> 対面ではなく、横並びで座る <input type="checkbox"/> 会話は控えめに <input type="checkbox"/> 大皿は避け、料理は個々に
(4) 娯楽・スポーツ等	<input type="checkbox"/> 公園はすいている時間、場所を選ぶ <input type="checkbox"/> 筋トレやヨガは自宅で動画を活用 <input type="checkbox"/> ジョギングは少人数で <input type="checkbox"/> すれ違うときは距離をとる <input type="checkbox"/> 予約制を利用する <input type="checkbox"/> 歌や応援は、十分な距離の確保かオンラインで
(5) 冠婚葬祭等	<input type="checkbox"/> 多人数での会食は避ける <input type="checkbox"/> 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## II 感染拡大を予防する「働き方」(ワークスタイル)

- 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤の推進     会議はオンラインで
- 対面での打合せは換気とマスクを     発熱など体調不良の従業員の出勤を停止     職場での「3密」防止

## III 自然災害と感染症との「複合災害」への備え(災害文化)

### 1 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の活用

### 2 複合災害に対応するための事前準備

- ・ 自然災害と感染症との「複合災害」に備え、避難場所・避難所の確認や避難所での対応等について、事前に準備
- ・ 避難判断にあたっては、「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

## 新型コロナウイルス感染に関する教職員のサービスの取扱いについて

状況		サービス
感染者	本人がPCR検査等で陽性	特別休暇
濃厚接触者	本人、家族が濃厚接触者	特別休暇 (保健所からの判定を待つ期間を含む)
疑い	本人、家族に発熱等	コロナに関する診察を条件に特別休暇。 陰性であれば、年休等に切り替える。
PCR検査	本人が受検	<p>「職務専念義務免除の対象者」</p> <p>所属長が、職場での新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び来庁者への感染防止の観点から、組織運営上PCR検査を受検することが必要と認めた下記の職員</p> <p>① 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触として保健所から連絡を受けた職員</p> <p>② 新型コロナウイルス感染者と接触があり、感染が疑われる職員</p> <p>※ 単に本人の希望等によりPCR検査を受検する場合は、対象とならない。</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症への緊急時限的な対応とし、その他の感染症に係る検査・予防接種等まで対象とはしない。</p>

※ 会計年度任用職員についても、同様に正規職員に準じて取り扱うこととし、出勤することが著しく困難であると認められる場合は報酬等の減額は行わないこととします。